

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年5月20日(2010.5.20)

【公開番号】特開2008-295760(P2008-295760A)

【公開日】平成20年12月11日(2008.12.11)

【年通号数】公開・登録公報2008-049

【出願番号】特願2007-145385(P2007-145385)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 7

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】平成22年4月1日(2010.4.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

変動開始条件の成立により複数の図柄列が変動表示される図柄表示手段を備え、当該複数の図柄列が停止したときの停止図柄が当たりを示す組み合わせとなったときに当たり遊技が実行される遊技機であって、

遊技領域を流下する遊技球を受け入れうる第1受入口、および、当該第1受入口の下方に配置される第2受入口と、

前記第1受入口への遊技球の受け入れに基づいて第1始動情報を抽出しうる第1始動情報抽出手段、および、前記第2受入口への遊技球の受け入れに基づいて第2始動情報を抽出しうる第2始動情報抽出手段と、

前記第1始動情報抽出手段によって抽出された第1始動情報を第1の上限値まで記憶する第1始動情報記憶手段、および、前記第2始動情報抽出手段によって抽出された第2始動情報を第2の上限値まで記憶する第2始動情報記憶手段と、

前記変動開始条件が成立したときに、前記第1始動情報記憶手段によって記憶される第1始動情報についての当落を記憶された順に判定し、または、前記第2始動情報記憶手段によって記憶される第2始動情報についての当落を記憶された順に判定する当落判定手段と、

前記複数の図柄列を変動させて、当該複数の図柄列が停止したときの停止図柄の組み合わせによって前記当落判定手段による判定結果が表示されるように制御する図柄表示制御手段と、

前記停止図柄が当たりを示す組み合わせとなったときに、遊技球の入賞が許容されうる可変入賞口と、

少なくとも前記可変入賞口への遊技球の入賞に応じて所定量の賞球を遊技者に付与する賞球付与手段と、

前記停止図柄が当たりを示す組み合わせで表示されたとき、前記可変入賞口への遊技球の入賞が容易化される当たり遊技を実行しうる当たり遊技実行手段と、

前記当たりを示す組み合わせのうち、特定の組み合わせが表示されたときは前記当落判定手段によって当たりと判定される確率が相対的に高い特別遊技状態に制御すると共に、

前記特定の組み合わせ以外の組み合わせで表示されたときは前記当落判定手段によって当たりと判定される確率が相対的に低い通常遊技状態に制御しうる遊技状態制御手段と、

前記特別遊技状態に制御されているときは前記第2受入口への遊技球の受け入れを促進させることによって当該第2受入口への遊技球の受け入れを前記第1受入口よりも容易化すると共に、前記通常遊技状態に制御されているときは当該第2受入口への遊技球の受け入れを前記第1受入口よりも困難にしうる可動部材と、を備え、

前記当落判定手段は、

前記第1始動情報についての当落の判定を、当該第1始動情報が前記第2始動情報よりも先に記憶されたか否かにかかわらず、常に前記第2始動情報記憶手段によって前記第2始動情報が記憶されていない場合にのみ行うものであり、

前記第1始動情報についての当落の判定結果が当たりであるときは、

前記停止図柄が前記特定の組み合わせで表示された場合にのみ、多量の遊技球を賞として遊技者に付与すべく前記可変入賞口への遊技球の入賞が容易化される大賞当たり遊技が実行されると共に、

前記停止図柄が前記特定の組み合わせ以外の組み合わせで表示されたときは、前記当落判定手段による当落の判定結果が当たりであるにもかかわらず、遊技球が辛うじて入賞しうる態様で前記可変入賞口が作動する小賞当たり遊技が実行される一方、

前記第2始動情報についての当落の判定結果が当たりであるときは、前記停止図柄が前記特定の組み合わせで表示されたか否かにかかわらず前記大賞当たり遊技が実行されることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記当落判定手段は、

前記第1始動情報についての当落の判定の結果が当たりであるときは、前記大賞当たり遊技を契機として前記特別遊技状態に制御される特別大賞当たり、および、前記小賞当たり遊技を契機として前記通常遊技状態に制御されうる小賞当たり、のいずれの当たりであるかをさらに判定する一方、

前記第2始動情報についての当落の判定の結果が当たりであるときは、前記特別大賞当たり、および、前記大賞当たり遊技を契機として前記特別遊技状態が終了しうる通常大賞当たり、のいずれの当たりであるかをさらに判定する

請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記当落判定手段によって前記小賞当たりに当選したと判定されたとき、

前記図柄表示制御手段は、

前記当落判定手段による当落の判定の結果がハズレであると判定されたときに表示される態様と極似する態様が前記図柄表示手段に表示されるように制御する

請求項2に記載の遊技機。